

山形県教育懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本県教育のあるべき姿や様々な教育課題の解決に向けた施策について、幅広い分野の意見を聴取し、実効性のある教育行政を推進するため、山形県教育懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 第5次山形県教育振興計画（以下「5教振」という。）に関する事。
- (2) 5教振に基づく施策に関する事。
- (3) 山形県教育委員会の活動の点検・評価に関する事。
- (4) その他、本県教育施策に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 懇話会は、教育長が委嘱する委員15名以内で組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長が不在のときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
- 4 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を招き、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育庁総務課教育企画室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、従前の山形県教育懇話会設置要綱（平成21年8月31日制定）は廃止する。